

沖縄県難聴者福祉講演会

実施要綱

【趣 旨】

2014 年 1 月、国は障害者権利条約を批准し、沖縄県においては同年 4 月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行された。障害者権利条約では、第 21 条（表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会）に、「障害者が、第二条にさだめるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む）についての権利を行使することができる」と謳われている。

難聴者・中途失聴者にとって、日常生活及び社会生活の中での「コミュニケーション」は必要不可欠な存在である。しかし、聴覚障害という、見た目には健常者と変わらない特性の障害を持つが故に、日常生活及び社会生活のあらゆる分野において、コミュニケーションと情報アクセスの困難から生じる社会的障壁が難聴者を取り囲んでいる。

この現状は、前の障害者権利条約の理念と大きな隔たりがあることは否めない。そして障害者権利条約、インクルーシブ社会条例の理念に基づいた、難聴者・中途失聴者にとって住みやすい地域社会の実現の為一刻も早い改善が必要である。

上記の背景を踏まえ、沖縄県難聴・中途失聴者協会は、テーマを「IT 支援機器を活用して、難聴者の暮らしと地域社会はどう変わるのか（案）～バリアのないインクルーシブ社会の実現と、誰もが参加できる社会参加をめざして～」と題して、福祉講演会を開催する。講師に高岡正氏（一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会顧問）をお招きし、難聴者・中途失聴者が聞こえに関係なく、一人の人間として尊重され、障害のある人もない人もすべての県民が平等として差別なく地域社会の一員として、完全な社会参加を目指し、沖縄県をインクルーシブ社会の実現に向けて、次世代の未来をつくり啓発としたい。

【テ ー マ】 「IT 支援機器を活用して、難聴者の暮らしと地域社会はどう変わるのか（案）」
～バリアのないインクルーシブ社会の実現と、誰もが参加できる社会参加をめざして～

【講 師】 （一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 相談役 高岡 正 氏
（株）プラスヴォイス 代表取締役 三浦 宏之氏

【開 催 期 間】 平成 27 年 2 月 15 日（日）午後 13 時～16 時 30 分（午後 12 時～受付）

【開 催 場 所】 宜野湾マリン支援センター2 階大・中会議室 〒901-2223 宜野湾市大山 7-10-27

【主 催】 沖縄県難聴・中途失聴者協会

【参 加 対 象】 県内の難聴者・中途失聴者、難聴児、県内要約筆記者、一般参加者 約 100 名

【参 加 費】 無料

【実行委員会】 沖縄県難聴・中途失聴者協会 実行委員長 根間 洋治

〒901-2121 浦添市内間 4-19-23 （根間方）

F A X 098-870-7340

Mail okinankyo@gmail.com

【後 援】 沖縄県、宜野湾市、（福）沖縄県身体障害者福祉協会、（福）沖縄県社会福祉協議会、（福）宜野湾市社会福祉協議会、（一社）沖縄県聴覚障害者協会、沖縄県聴覚障害児を持つ親の会、（特非）法人全国要約筆記問題研究会沖縄支部、（一社）全国手話通訳問題研究会沖縄支部、（株）琉球補聴器、（株）プラスヴォイス、（株）アイセックジャパン 県内主要マスコミ各社（依頼中）

平成 26 年度 聴覚障害者支援事業

沖縄県難聴者福祉講演会

《プログラム》（案）

- 12 : 00～13 : 00 受 付
- 13 : 00～13 : 10 はじめの挨拶
沖縄県難聴・中途失聴者協会会長 根間 洋治
- 13 : 10～14 : 25 第一部 講 演
(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会相談役 高岡 正 氏
- 【講演テーマ】**
「IT 支援機器の活用で、難聴者の暮らしと地域社会はどう変わるのか（案）」
～バリアのないインクルーシブ社会の実現へ
誰もが参加できる社会参加をめざして～
- 14 : 25～14 : 35 休憩
- 14 : 35～15 : 35 第二部 講演
(株) プラスヴォイス 三浦 宏之 氏
【テーマ】 会話支援機「UD手書き」を活用してみよう！（調整中）
- 15 : 35～15 : 55 質疑応答
- 15 : 55～16 : 00 まとめ・終わりの挨拶
沖縄県難聴・中途失聴者協会事務局長 渡久地 準